

毎日の生活で困ったとき  
どうすればいいかな？

2017

## 社会生活授業パック


社会生活において困ったときどのように対処するかを授業する際に使用してください。





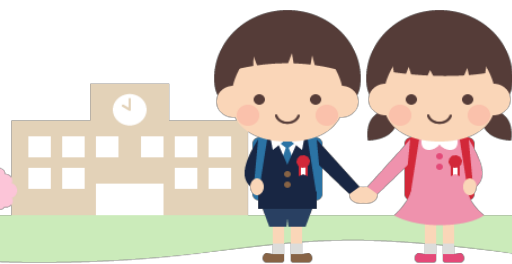
# 目次

パックの使い方.....	1
内 容.....	1
・ 指導書.....	2
・ CD.....	2
・ 展開事例.....	2
毎日の生活で困ったときどうすればいいかな? .....	3
目 的.....	3
概 要.....	3
・ 教科・領域.....	3
・ 時間数.....	4
授業の位置づけ.....	4
・ 家庭科: .....	4
・ 情報科: .....	4
・ 特別活動【学級活動】: .....	5
・ 総合的な学習の時間: .....	5
授業展開例.....	7
授業用資料.....	9





## パックの使い方



このパックは、社会生活において困ったときどのように対処するかを授業する際に使用してください。

知的障がい等の障がい者は、判断能力が十分でない場合があります。また、コミュニケーション能力の不足からトラブルに巻き込まれることもあります。こうした特性を抱える障がい者が契約をめぐるトラブルに遭遇したときに、経済的・精神的な損失を被らないように、トラブルに関する知識と対処法を身に付けておくことは必要です。

---

---

## 内 容

---

---

このパックは、毎日の生活の中で遭遇する可能性のある3つの内容について、電子紙芝居を用いて学ぶことができるように、指導書とCDがセットされています。3つの内容は、次のとおりです。

- ①携帯電話・スマホについて
- ②友だちとお金の貸し借りについて
- ③キャッチセールスのトラブル事例について



## ➤ 指導書

指導書の中には、授業展開例と契約をめぐるトラブル事例の電子紙芝居を使用する際の教師用トークや注意点などが記載されています。

同封したCDには、展開事例を参考とした電子紙芝居が記録されており、それを用いて授業を行うことができます。

## ➤ CD

CDには3つの事例と生徒に配布するワークシートが記録されていますので、必要箇所を必要枚数印刷して生徒に配布してください。

なお、発問する際や振り返り学習する際には、必要な場面のスライドを印刷して使用することができます。

## ➤ 展開事例

展開事例では、1時間（45分）で3つのトラブルを全て扱うようになっています。

生徒の様子によって、1時間（45分）で1～2つのトラブルを扱い、2～3時間で扱うように工夫してください。



# 毎日の生活で困ったとき どうすればいいかな？



---

---

## 目的

---

---

- ①毎日のくらしの中で、巻き込まれる可能性のあるいろいろなトラブルを知り、困った時には相談することができるようになる。
- ②携帯電話・スマホの便利な点と危険な点を知り、正しい使い方ができるようになる。

---

---

## 概要

---

---

### ▶ 教科・領域

---

---

- ◆ 家庭科
- ◆ 情報科
- ◆ 公民科
- ◆ 特別活動【学級活動】
- ◆ 総合的な学習の時間



## ▶ 時間数

- ◆ 基本 1 時間（45 分）
- ◆ 2～3 時間対応可能

---

---

# 時間数

---

---

## ▶ 時間数

- ◆ 生活に必要な知識と技術を習得する。
- ◆ 望ましい生活習慣を身に付け、家庭や地域社会の一員としての自覚をもって自分の生き方を考え、生活をよりよくしようとする。

## ▶ 時間数

- ◆ 情報及び情報技術を活用するための知識と技能を習得する。
- ◆ 情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解する。
- ◆ 情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付け、情報社会に参画する態度を育成する。



## ▶ 特別活動【学級活動】:

- ◆ よりよい人間関係を築く力、集団や社会の一員としてよりよい生活づくりに参画する態度の育成を重視し、それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する。

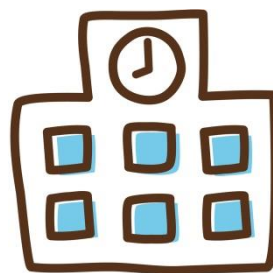
## ▶ 総合的な学習の時間:

- ◆ 学び方やものの考え方を身に付け、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

スマホの利用方法



お金の使い方



学校・社会生活







## 授業展開例

	時間	学習内容 学習活動	備考
導入	3分	<b>はじめに</b>	
		消費生活センターを知っていますか？ ①何をするところか聞く ②相談を受けるところであることを知る ③相談方法を知る	消費生活センターの案内パンフレット
展開 1	20分	<b>携帯電話・スマホの問題点</b>	ワークシートに記入
		1. 携帯電話・スマホでできることを聞く ➤ 各自ワークシートに記入 ➤ スライドで確認 2. ワンクリックの事例紹介 3. 携帯電話・スマホの便利と危険を聞く ➤ 各自ワークシートに記入 4. 危険なことの問題点を考える ➤ 各自ワークシートに記入 5. SNSへの写真のアップについて 6. 上手に付き合う6ヶ条 ① 携帯電話を利用するのにかかるお金を知る ② 失くした時にどうすればよいかを知る ③ 忘れた時にどうすればよいかを知る ④ マナーとしていけないことを知る ⑤ ルールに反することを知る ⑥ 法律違反になることを知る	スライド 1～3  スライド 4～7 スライド 8  スライド 9  スライド 10～11 スライド 12～13

	時間	学習内容 学習活動	備考
展開 2	17分	<b>お金の貸し借り</b>	ワークシートに記入
		1. 友達から頼まれた場合 ~なぜダメなのか考える~ ▶ 各自ワークシートに記入 ① 携帯電話の名義貸しの問題点 ② 消費者金融の借り入れを友だちの替わりにすることや クレジットカードを友達に渡すことで 巻き込まれるトラブルを知る	ワークシートに記入 スライド 14~18
まとめ	5分	<b>まとめ</b>	
		毎日の生活で困ったときの対処法 ☆ 携帯電話・スマホの使用に注意 ①使用方法(マナーとルールと法) ②契約 ③個人情報の扱い ☆ ひとりで判断しないで相談する	ワークシートに記入 スライド 19~24

# 時間数



## ➤ 時間数 時間数



これから毎日の生活で困ったことがあった時にどうすればよいかを考えます。

困ったことがあった時には、消費生活センターに相談することを覚えておきましょう。

主人公は「ももたくん」と「ももこさん」です。

## ➤ 時間数 時間数



みなさんは、携帯電話やスマホで何ができるか知っていますか。

携帯電話やスマホでできることをワークシートに書いてみましょう。

### ▶ スライド3

**1 携帯電話・スマホでできること**

● 通話	● 写真をとる
● メール	● 写真をネットで公開
● ゲーム	● 友達どうしの会話
● 位置情報	● 自分の紹介
● 買いもの	● 支払い
● 調べもの	● ビデオをみる
● テレビをみる	● 音楽をきく
● 録音	● その他……

携帯電話やスマートフォンでできることってなんだろう？



- ・電話をかける
- ・写真をとる

(クリックしながら  
一つ一つ読み上げて確認する)

### ▶ スライド4

**2 携帯電話・スマホで困った! CASE:01**



色々なことができるスマホで困ったことが起きることがあります。

ももたくんは、無料と書かれているアダルトサイトが気になっているようです。

### ▶ スライド5

**2 携帯電話・スマホで困った! CASE:01**

CLICK!



「ここをクリック」と書かれていたのでクリックしました。

## ▶ スライド6

**2 携帯電話・スマホの困った! CASE:01**

たいへんだ!  
すぐになんとか  
しなくちゃ!

登録完了!  
10万円を  
請求  
してください

**注意! 気をつけて!**

大変です。

突然 10 万円を請求する  
画面になりました。

どうすればいいのでしょうか。

## ▶ スライド7

**2 携帯電話・スマホの困った! CASE:01**

**注意! 気をつけて!**

- 1 ビックリしても、すぐに相手に電話をかけてはいけません!
- 2 無料と書いていたのにクリックしたのなら、画面が登録完了になってお金を請求されても支払う必要はありません!
- 3 すぐに相談しましょう!

大丈夫です。

つぎのことを気をつけましょう。

(一つ一つゆっくり読み上げる)

## ▶ スライド8

**3 携帯電話・スマホの便利?**

便利なこと	危険なこと
1 いつでもどこでも電話ができる	1 携帯電話で長電話をする マナー違反をする
2 いつでもどこでもメールを簡単に送ることができる	2 友だちの情報が知らないうちにもれる
3 音楽やゲームができる	3 音楽やゲームのダウンロードで 高額な請求が発生する
4 いつでもどこでも買い物簡単にできる	4 思ったものと違うものが届いたり 商品が届かなかったりする
5 いろいろわからないことを調べられる	5 個人情報が出るかもしれない

(スライド3)

携帯電話やスマホでは  
色々なことができましたよね。

どんな便利なことがあるか、  
どんな危険なことがあるか  
考えてみましょう。

(ワークシートに記入後、  
一つ一つ確認する)



➤ スライド9

**4 携帯電話・スマホ危険なことの問題点は？**

**⚠ 危険なこと …… → どんどころが問題か**

- 1 携帯電話で長電話をする  
マナー違反をする …… →
- 2 友だちの情報が  
知らないうちにもれる …… →
- 3 音楽やゲームのダウンロードで  
高額な請求が発生する …… →
- 4 思ったものと違うものが届いたり  
商品が届かなかったりする …… →
- 5 個人情報が行れるかもしれない …… →

危険なことがありますね。

どうして危険なのか考えてみましょう。

(ワークシートに記入)  
(時間の関係で宿題にする)

➤ スライド10

**4 携帯電話・スマホ危険なことの問題点は？**

考えてみよう!  
お友だちや家族の写真をSNSに  
誰にも言わないでのせてもいい?



携帯電話やスマホを使って  
メールを送るときに  
気をつけないと  
いけないことがあります。

ちょっと一緒に考えてみましょう。

➤ スライド11

**4 携帯電話・スマホ危険なことの問題点は？**

考えてみよう!  
お友だちや家族の写真をSNSに  
誰にも言わないでのせてもいい?

**よい**      **ダメ**

理由

お友達や家族の住所を  
誰にも相談しないで  
メールに書いたり、  
写真を送ってもいいのでしょうか。

「よい」か「ダメ」か  
ワークシートに印を付けてください。

どうしてダメなのか考えてみましょう。



## ▶ スライド12

**5 携帯電話・スマホの上手につきあう6ヶ条**

**第1条 お金のチェック** ①基本料金と通話料 ②通話料  
③情報料 ④携帯電話機の料金

**第2条 なくしたときのために** すぐに電話会社に連絡！  
連絡先、会社名などをメモしておきましょう。

会社名	連絡先
自分の電話番号	

**第3条 わすれたときのために** 家族や友だちの電話番号は携帯電話・スマホだけに記録しているとわすれたときに困ります。「**大切に**」など、だいじなことを記録しておくノートに書いておきましょう。

便利だけれども危険な携帯電話やスマホを上手に使うためにはどうすればよいか考えてみましょう。

- ①携帯電話にはどんなお金が要るのでしょうか。
- ②失くしたときに困らないように、ワークシートに大切なことを書いておきましょう。
- ③忘れたときのために「大切なことを書いておくノート」にも書いておきましょう。

## ▶ スライド13

**5 携帯電話・スマホの上手につきあう6ヶ条**

**第4条 使う時間** 携帯電話・スマホやパソコンを一日に使う時間を決めておきましょう。何時間も使って睡眠不足になったり、お友達から返信がないと不安になったりしたときは、一人で悩まず相談しましょう。

**第5条 人間関係** インターネットで知り合った人は、直接会ったことのない人です。待ち合わせをしてついでに行くのは危険です。

**第6条 個人情報** SNSサイトやツイッター、ブログに書いたものは知らない人も見ます。自分や家族や友だちの名前、住所、電話番号を誰にも相談しないで書いたり、勝手に写真を送信しないようにしましょう。

- ④使う時間をよく考えないと寝不足になります。
- ⑤携帯電話やスマホのメールで知った人は、直接会ったことのない人です。
- ⑥誰にも相談しないで勝手に写真をメールで送らないようにしましょう。

## ▶ スライド14

**6 友達から頼まれたら困った! CASE:02**

ももたくん  
お願いがあるの…

どうしたの?

今とっても困ってるんだ~

お友達から何か頼まれた時も、気をつけないと いけないことがあります。

ももこさんが、ももたくんに何かお願いをしています。

(「ももこさん」と「ももたくん」になりきって セリフを読む)

➤ スライド15



ももこさんは、ももたくんに一生懸命お願いしています。

ももたくんは「名前だけで良い」と言われて不思議に思います。

➤ スライド16



ももこさんは、ももたくんの名前を使うだけでお礼に ももたくんに1万円くれると言っています。

1万円というお金で心が動きます。

➤ スライド17



お金は働くことでもらえる大切なものです。

働かないでお金をくれると言われた時はそのお金はなぜくれるのかしっかり考えて、すぐに返事をしないようにしましょう。

➤ スライド18

6 友達から頼まれたら困った! CASE:02

考えて  
みよう!

1万円につられて名前をかしてしまったももくん。  
どんなところに問題があるでしょう?

問題点

1万円でおっケーと言ったのは、  
なぜダメなのか しっかりと考えて、  
ワークシートに記入しましょう。

(時間があったら、  
何人か聞いてみましょう)

➤ スライド19

7 町中を歩いているとき困った! CASE:03

アンケートに  
答えてくれますか?

いいですよ!



駅や町を歩いている時に、  
突然、声をかけられることがあります。

ももさんは、突然、知らない人から「アン  
ケートに答えて」と  
声をかけられました。

ももさんは 気軽に  
「いいですよ」と 答えました。

(「ももさん」と「知らないお兄さん」に  
なりきって セリフを読む)

➤ スライド20

7 町中を歩いているとき困った! CASE:03

ところで  
お得な会員権に  
興味はない?

安い料金で  
ブランドバッグが  
買えたり

海外旅行  
にも安く行け  
ますよ!

ステキ!  
どうしたら  
いいの?



アンケートと思っていたら、  
知らない人は、  
ももさんがとても気になる  
素敵なことを次々話をします。

高いお金を支払って会員になると、  
ブランドのバッグが安く買えたり、  
海外旅行に行けたりする と  
言われました。



## ➤ スライド21

**7 町中を歩いているとき困った! CASE:03**

簡単です!  
ここにサインしてください

はーい!  
これでいい?

ここには  
銀行の口座番号を  
書いてね

**注意! 気をつけて!**

ももこさんが、  
どうすれば そんな素敵なことが  
できるのか と聞くと

知らない人が見せてくれた紙に  
ももこさんの名前を書いて、  
お小遣いが入っている  
銀行の口座番号を書くだけで良い  
と言われました。

## ➤ スライド22

**7 町中を歩いているとき困った! CASE:03**

考えて  
みよう!

① お兄さんに誘われたときのももこさんの気持ちは?

② ももこさんとお兄さんとはどのような契約をしましたか?

③ ももこさんはどうすればよかったと思いますか?

① お兄さんに声をかけられた  
ももこさんの気持ちを考えて  
ワークシートに記入してみましよう。

② ももこさんはお兄さんと  
どんな契約をしたのか  
ワークシートに記入してみましよう。

③ ももこさんは  
どうすればよかったか考えて  
ワークシートに記入してみましよう。

## ➤ スライド23

**注意! 気をつけて! CASE:03**

町で声をかけられたり、絵はがきを配って声をかけられたりしたら

① 「無視をする」  
「配っているものを受け取らない」

② 名前や住所は絶対に教えない

③ 会場や店に「一緒に行きましょう」と言われても、  
絶対についていけない

ワークシートに  
気をつけることを記入しましよう。

① 「無視をする」  
「配っているものを受け取らない」

② 教えない

③ 絶対についていけない

▶ スライド24

 **注意! 気をつけて!** CASE:03

**こんなことにも注意!**

どこかで知り合った人から「また会いましょう」と誘われて……

デート  
みたい

買って! —と、ねだられた

契約して!

**1** 友だちや恋人のふりをして  
お金を使わせる人に気をつけよう  
はっきり「お断りします」と言おう

**2** 困ったときは相談しよう!



他にもこんなことがあります。  
気をつけましょう。

- ① 友達や恋人のふりをして  
近づいてくる人がいます。  
お金を支払わないと  
いけないようなことになったら、  
はっきり「お断りします」と  
言いましょう
- ② 困ったことがあった時は、  
必ず相談しましょう

▶ スライド25

**困ったときは**



繰り返しましょう!

困ったときは?

▶ スライド26

**困ったときは  
一人で悩まないで相談しよう!**



消費者  
ホットライン  
局番なし  
188

岡山県  
消費生活センター  
☎086-226-0999

1人で悩まないで  
相談しましょう。

「毎日の生活で困ったとき どうすればいいかなあ？」

この教材は消費者庁の先駆的事業として岡山県が「幼小中高生向け消費者教育プログラム開発事業」の一つとして制作したものです。この開発事業は平成27年度から始まり、3年間かけて幼小中高生向け消費者教育教材を完成させるものです。教材は試作の段階であり、今後、モデル授業を重ね完成品となる予定です。

なお、開発事業は「消費者教育教材作成研究会」に意見を求めるなどして進めています。研究会は以下のメンバーで構成されています。

#### 消費者教育教材作成研究会メンバー（50音順）

青木 博子(岡山県国公立幼稚園・こども園長会 会長)

大森 秀臣(岡山大学法学部 教授)

日下 功(一般社団法人 岡山県手をつなぐ育成会 会長)

桑原 敏典(岡山大学教育学部 教授)

中富 公一(岡山大学法学部 教授)

中村 誠(岡山大学法学部 教授)

福地 慶太(岡山県金融広報委員会 会長)

藤井 真理子(岡山県立瀬戸高等支援学校 校長)

前田 芳男(岡山大学地域総合研究センター 副センター長 准教授)

森 雅子(ノートルダム清心学園 清心中学校・清心女子高等学校 副校長)

(岡山市) 岡山市教育委員会指導課 課長

岡山市消費生活センター 所長

(岡山県) 教育庁高校教育課 課長

教育庁義務教育課 課長

特別支援教育課 課長

県民生活部くらし安全安心課 課長

消費生活センター 所長

消費生活センター 消費者教育コーディネーター

#### 監修

矢吹 香月(岡山県消費者教育コーディネーター)

デザイン・イラスト制作 中山和美

#### 事業受託団体

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

発行 岡山県

岡山県消費生活センター

岡山県県民生活部くらし安全安心課

〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

TEL(086)226-1019 FAX(086)227-3715

TEL(086)226-7346 FAX(086)225-9151

平成29年3月